



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

ちょっと教えて！

保護司さん！

《Profile》

異業種から社会福祉の世界に入り、
現在は法人理事長を務める。
地区保護司会より保護司に推薦したいと
打診があり保護司に就任する。

保護司活動をするうち、社会福祉法人との
連携の可能性と必要性を見出す。
現在保護司3期目（1期2年）
地区保護司会の理事も務める。

答えてくれた保護司さん
祇園 崇広 氏



保護司さんになった経緯は？

知人が保護司をしており、話を聞いてみたところ
社会の役に立てるのであればと思い承諾しました。

目次

1. 保護司の任命要件について

2. 通常業務との両立について

3. 活動内容について

4. 多職種連携の実際について

1. 保護司の任命要件について

Q.1

保護司にはどうしたらなれますか？
応募ですか？それとも推薦が必要ですか？

一般公募はしていないようです。

Q.2

保護司の委嘱手続は各都道府県にある保護観察所の長が、候補者を保護司選考会に諮問し、その意見を聴いた後、法務大臣に推薦し、その者のうちから法務大臣が委嘱するという手続によって行われると聞いていますが、実際には、地域の中で、どのような立場の方から就任依頼を受ける場合が多いのですか？

私の所属する分区においては、各保護司や保護司会が、保護司に推薦したいと思う人材を推薦するという状況のようです。
また、保護司会としては地域の公民館等に保護司の推薦依頼をしている場合もあるようです。

Q.3

保護司になるのに何か資格が必要でしょうか？
年齢制限など条件はありますか？

資格は特に必要ありません。
年齢は76歳未満を推奨されています。
各都道府県の保護観察所長から推薦され、選考会にて選考されたのちに法務大臣から委嘱を受けることになります。

Q.4

保護司をしている方の年代や性別、職業など、どのような方が多いですか？

私の所属保護区では、定年退職された公務員（教員、警察官、その他の公務員）や自営業者、会社経営者、僧侶などが多くいます。ほかにも主婦や弁護士などもあります。年齢については60代から70代が多いですが、私と同年代の40代や少数ですがそれ以下の年代の方もいます。現在、私が所属する米子保護区には70名程度が所属しており、ご高齢の方が多く現状です。

Q.5

保護司の平均年齢は何歳くらいでしょうか？

全国的に年々増加傾向にあり、令和4年の推計では65.4歳のようです。

Q.6

保護司の任期は2年で再任は妨げられないと聞いていますが、平均すると何年くらいの人に当たられていますか？

私の場合、現在3期目ですがこれまでに保護観察3件、生活環境調整といわれる帰住先の確認や身元引受人とのやり取りを行う業務を3件行いました。

Q.7

中学校校区に1人などといった、
おおまかな定員はあるのですか？

各地区（県によって分けの仕方は異なります）によって
定数が決まっています。
私が所属する米子市の保護区では70名程度となっています。
さらに中学校区で分けられ、
居住地の中学校区を管轄することになっています。

Q.8

これまで司法や刑法の勉強をしてきたことがありません。
保護司になる上で、あるいは保護司の活動をするなかで、
研修の機会などはあるのでしょうか？

私も司法については素人でした。
また、保護司になる方は更生保護に関する知識を
お持ちではなかった方がほとんどです。
保護司に就任する際に初任者の研修を
受けることになっています。

また年に数回、保護司会主催の研修会が開催されます。
その際に必要な知識に関する研修を受けることができますし、
先輩保護司との事例検討などの機会もあります。

（研修の内容等については、
各地区保護司会によって異なります。）

2.通常業務（社会福祉法人の職員として）との 両立について

Q.1

保護司の仕事は業務との両立はできるでしょうか？

実際に保護司の実務に従事してみましたが、可能です。

保護観察対象者との面接は土日や夕方に設定することも可能ですので一般のサラリーマンでも問題ないと思います。

研修等もありますが、年に数回程度ですので調整は可能かと思います。

Q.2

保護司の仕事をするのにどのくらいの時間を要しますか？
負担になりませんか？

保護司として従事する時間については対象者を受け持っている人数にもよります。

概ね1名あたり月に2回程度の面接を行い、面接は1回あたり1時間程度ですので月に2時間程度となります。ただし、年に数回の研修への参加や保護司会活動として、地域での再犯防止等に取り組む活動もありますが、これらは保護司が所属する保護司会の活動になります。

Q.3

ボランティアだと思いますが、
保護司活動を行う時間はどのように確保していますか？
(ちなみに私は、本業と主任児童委員の両立は困難ですが、
人員不足から辞めると言い出すことができません)

面接の時間帯は保護司と対象者との相談で決定するので、
お互いの仕事が終わった後や土日祝日に設定することで
仕事と両立ができますしそれほどの負担感はありません。

保護司活動と合わせて、保護司会としての地域における
犯罪抑止や研修会等の活動があり、
平日の日中に活動することが多いのですが、
こちらは本業を優先させて、
本業を退職されている方や自営業の方等、
参加しやすいと思われる方にお任せしている状況です。
(できる限り都合をつけて参加するようにはしています)

おっしゃる通り、民生児童委員や保護司といった
ボランティアは人員不足が問題になっていますよね。

保護司も基本的に76歳が定年なので、
これからさらに不足してくると考えられます。

3.活動内容について

Q.1

保護司の活動はどのようなことをしていますか？

保護司の活動は、
保護観察対象者への面接等による再犯防止、
更生の手助けを行う仕事です。

各対象者の状況により、
関係機関に繋ぐ必要があると判断した場合には
その調整も行います。

例えば、違法薬物使用者ならば
薬物依存を抜けるための民間組織や
治療を行うことができる医療機関等へ繋ぐことがあります。
生活困窮による窃盗や詐欺などであれば
行政や生活困窮者の支援組織（社会福祉法人も含む）
に繋がります。

Q.2

どのくらいのレベルの罪を犯した人の
社会復帰のサポートなどをしているのですか？

これまで私が担当したケースは
薬物（覚せい剤所持、使用）、万引き窃盗、詐欺です。
担当者を持つ際には事前に保護観察官から打診があり、
本業が忙しかったり、自分では経験不足であると感じたりする
場合にはお断りすることも可能と聞いています。

Q.3

保護司の活動を通じて、
刑余者との関わることへ不安があります。
どのような事に気を付ければ良いのでしょうか？

私も初めは不安でした。
どのように対象者と接すればよいのか、
自分の対応が正しいのか、
対応如何によって再犯してしまったらどうしよう…など、
色々と考えてしまいました。

しかし、面接をしてみると
ほぼすべての方々が自らの犯してしまった過ちを反省し、
立ち直っていきたいという姿勢を持っていました。

今では、私たち保護司は彼らの良き相談相手であり、
助言者であるのだという考えに至りました。

もちろんその方の今後の処遇に
大きくかかわる立場ではありますが、あまり重く考えすぎず、
そのような考え方で接しています。

Q.4

保護司として対象者へは、
どのくらいの期間、関わるのでしょうか？

対象者の保護観察期間により異なりますが、
私に関わったケースでは数か月から1年6か月、3年と様々です。

Q.5

対象者との面会の頻度や担当している人数はどのくらいいるのですか？

私が担当したケースは概ね月に2回程度です。

対象者が守るべきことが保護観察処分となった際に決められており（特別遵守事項といいます）、これを長期間守っているような場合等には1回面接、1回は電話で面接、といった対応にすることもあります。

一度に複数のケースを担当するベテラン保護司もおられますが、私の場合は1名保護観察、

1名は生活環境調整（刑務所出所者の帰住予定地の確認や身元引受人への意思確認等を行うことで概ね半年に1回の面会実施）1件を重複して受けたことがあります。

Q.6

保護司の活動範囲は、どのように決められていますか？

都道府県の保護観察所が実情に応じて設定をしています。

鳥取県では米子は米子保護区、郡部は3町で1つの保護区、鳥取市では市の中で保護区を分ける等、地域の実情に応じて区分けをしています。

Q.5

休日や深夜・早朝に対応しなければならないようなことはありますか？

私がこれまで休日や深夜早朝に緊急対応した事例はありませんが、休日に電話対応をすることはあります。これらの対応については保護司の裁量に任されています。

Q.6

対象となる方は、どのような方でしょうか？

少年、成人、高齢者、男女と様々な方に対応しますが、保護観察官が保護司の適性等を勘案して依頼していると思います。
(少年ならば元教員の保護司、障がい等があるならば福祉関係に精通した保護司等)

4. 多職種連携の実際について

Q.1

保護司の方が活動を行う上で、
連携をとる職種を教えてください

これまでに対応したケースではLGBTで薬物依存、
基礎疾患ありの方については医療機関や
薬物依存者の自助組織、保健所の保健師と連携を取りました。
生活困窮による万引きのケースでは
行政の生活保護ケースワーカーや市町村社協、
生活困窮者支援を行っている
社会福祉法人との連携を行いました。

Q.2

保護司の仕事で福祉の知識やノウハウが
役に立つ場面は何でしょうか？

保護観察対象者の中には
いわゆるグレーゾーンの方や生活困窮の方もおられます。
その方が地域で生活していくうえでの課題解決のため、
あらゆる資源を活用することが必要になります。
これらはまさに私たち福祉専門職が持つソーシャルワークの
能力が発揮される場面だと思います。

Q.3

福祉専門職と連携して活動した事例を教えてください。

社会福祉法人として対応したケースですが、米子市内で生活する生活困窮の対象者について、米子市の経営協会法人が行っている生活困窮者支援に繋いだケースがあります。

また、その方が困窮している理由の一つに、疾病により仕事が見つかりにくいという課題があったため、当法人の介護助手として採用し、働くことができる範囲で働いてもらうことで生活が安定したというケースもあります。その方は将来、介護職を目指したいと言っています。

Q.4

障害がある方への支援（保護観察）を行う際に、気を配っていることがあれば教えてください。

これまで障害がある方の保護観察の経験はありませんが、LGBTの方の保護観察をしたケースはあります。事前に生活歴や病歴等が記された調書が送られてくるため、それらを把握し、LGBTについて理解したうえで対応しました。本人から発言があるまではこちらからはそのことについて触れないようにしつつ、理解していることが伝わるように面接等を行いました。

Q.5

累犯障害者等について、
社会福祉法人が支援を行うとすれば、どのようなことが
求められている（望まれている）のでしょうか？。

まずは都道府県の保護観察所や地区保護司会に社会福祉法人が
支援機関としての姿勢を伝えることが必要であると考えます。
地域の支援機関の一つとして、障がいがある方も含め、
社会福祉法人が持つ専門性を共有、提供できるということ
を伝える等、連携を深めることが大切であると思います。

ありがとうございました。
保護司へのハードルが少し低くなり、
身近な存在に感じられた反面、
役割の重要性についても理解することができました。
保護司としての活動や連携についても今後、
検討してみようと思います。
これからも、犯罪予防のためご尽力下さい。
(全国青年会 連携推進室 菊地月香)

令和5年7月

全国社会福祉法人経営青年会
